

2026 年（令和 8 年）10 月 9 日

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

葉梨 康弘 様

消費者庁長官

堀井 奈津子 様

特定非営利活動法人 消費者機構日本

代表理事 理事長 多村 孝子

「悪質商法対策パッケージ」の実効的な運用と更なる対策の充実についての要請

2026 年 9 月 1 日、消費者庁から「詐欺的な事業の破綻により多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす悪質商法に係る対策パッケージ」（本文書では「悪質商法対策パッケージ」と略す。）が公表されました。

当機構は本件に関し、2025 年 12 月に「行政庁が違法収益の剥奪・保全に直接関与し得る制度整備を求める要請書」を提出していましたが、今回、消費者庁が早期の被害発見・被害拡大防止、財産保全・被害回復等に向けた対策を取りまとめたことは、悪質商法による深刻な消費者被害を防止・救済する上で重要な一歩であり、当機構はこれを歓迎したいと思います。

1 早期探知・早期対応に向けた取組を歓迎する

今回の対策パッケージでは、PIO-NET に蓄積された消費生活相談情報について、従来のキーワード検索に加えて AI を活用した文脈分析・キーフレーズ分析を行い、破綻の初期兆候や複数事業者に共通する手口を早期に把握することが示されています。また、国民生活センターによる専門家の派遣・巡回事業、インターネット情報の収集・分析、関係省庁等への早期の情報提供、早期警戒情報の発出など、端緒情報を複線的に収集し、迅速な行政対応につなげる仕組みが盛り込まれています。

悪質商法については、被害が表面化した時点では、既に事業者の財産が散逸し、海外を含む第三者への移転等が行われ、被害回復が極めて困難となっている場合が少なくないことから、被害が拡大してから行政措置を講ずるのではなく、被害の端緒を早期に把握し、早期警戒、調査、行政処分等につなげる今回の取組には大きな意義があると考えます。当機構は、その実効的な運用と早期の具体化を期待します。

2 しかし、本格的な被害回復のための制度整備はこれからである

もっとも、今回の対策パッケージは、悪質商法への対応を抜本的に転換するための制度整備という観点からすれば、なお第一歩にとどまっています。

消費者委員会は 2023 年 8 月、「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書～『破綻必至商法』を市場から排除して消費者被害を救済するために～」を取りまと

めました。同報告書は、いわゆる「破綻必至商法」について、単に事業活動を停止させるだけではなく、「破綻必至商法を止めて被害を回復するための具体的方策」として、報告書の第4（p12～22）に①禁止の明確化、②行政処分の創設、③行政庁による破産申立て権限の創設、④違法収益剥奪のための行政手法の創設、⑤会社法の解散命令の活用・拡充といった制度整備を掲げていました。

これに対し、今回の対策パッケージは、主として同報告書の第5「第4の方策の実効性を高めるための方策」に相当する、情報の収集・分析、早期探知、早期警戒、関係機関との連携等に重点を置いたものと評価できます。もちろん、これらは極めて重要ですが、しかし、悪質事業者による被害を真に救済するためには、「早く見つけること」だけでは足りず、「見つけた後に、財産を逃がさず、被害者のために取り戻すこと」まで可能にする制度が必要です。

悪質事業者の活動・行為を行政措置によって迅速に停止させ、違法状態を是正することに加えて、違法収益を確保し、被害者への返還・分配につなげる仕組みを整備しなければ、悪質事業者に違法な収益を残すことになり、同様の被害が繰り返される構造は残ってしまいます。

当機構は、2023年の消費者委員会報告書が示した「事業を止める」だけでなく「被害を回復する」という視点を重視し、前記消費者委員会報告書の第4に掲げられた具体的方策について、制度化に向けた検討を引き続き進めることを求めたいと思います。

3 早期探知から財産保全・被害回復まで、一貫した制度へ

悪質商法による多数消費者被害への対応において最も重要なのは、「被害を早期に発見する」「事業を早期に停止する」「財産を保全する」「被害を回復する」という一連の対応を切れ目なく実施できる体制を構築することです。

今回の対策パッケージは、その最初の部分である早期探知・早期警戒・早期対応について大きな前進を示したものと評価できますが、最終的な目的は、悪質商法を早く見つけることそのものではなく、新たな被害を防止するとともに、被害者の財産を可能な限り回復し、悪質事業者に違法な収益を残さないことにあると思います。

当機構は、今回の対策パッケージが実効性ある形で速やかに実施されることを期待するとともに、これを契機として、2023年の消費者委員会報告書が示した行政庁による破産申立て、違法収益剥奪・財産保全等を含む制度的手当について、具体的な法制化に向けた検討をさらに前進させることを求めたいと思います。

消費者被害が顕在化してからでは、失われた財産を取り戻すことは極めて困難です。だからこそ、「早く見つける」から「早く止める」へ、そして「早く止める」から「確実に被害を回復する」へ。悪質商法対策を次の段階へ進めることを期待します。

以上